町人事行政の運営等の状況について

町の人事行政の運営について公正性・透明性を高めるため、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の人事・給与の状況を次のとおりお知らせします。

1 職員の任免および職員数の状況

⑴採用者数および退職者数の状況

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの退職者は10名、令和7年4月2日から令和8年4月1日までの採用者は13名です。

⑵定員の状況（令和８年４月１日現在）

予算費目	職員数	
	令和７年	令和８年
議　　会	3	3
総　　務	36	35
税　　務	10	11
民　　生	34	34
衛　　生	16	18
農林水産	6	4
商　　工	2	2
土　　木	9	11
教　　育	32	33
一般会計計	148	151
国保事業	2	2
診 療 所	2	2
介護保険	6	6
下 水 道	3	3
水　　道	0	0
特別会計他計	13	13
合　　計	161	164

●上表には特別職（町長、副町長、教育長）、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員を含みません。

⑶　一般行政職の級別職員数の状況（令和８年４月１日現在）

区分	1級	2級	3級	4級
標準的な職務内容	一般職員	一般職員	主任	主査
職員数	8人	6人	34人	22人
構成比	7.2%	5.4%	30.6%	19.8%
内訳	主事8名	主事6名	主任34名	主査21名 こども家庭支援専門幹1名

区分	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	課長補佐・副主幹	次長・課長・主幹	部長・理事	
職員数	15人	17人	9人	111人
構成比	13.5%	15.3%	8.1%	-
内訳	課長補佐15名	課長12名 会計管理者1名 支所長1名 主幹3名	政策監1名 部長4名 局長１名 理事3名	

●一般行政職とは、税務、教育および特別会計（企業会計を含む）部門を除く技能労務職以外の職員をいいます。
●町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
●標準的な職務内容には、各級に該当する代表的な職名を掲載しています。
●端数調整により、構成比の合計が100%にならない場合があります。

2 人件費および職員給与費の状況

⑴人件費の状況（令和７年度一般会計決算）

住民基本台帳人口（令和8年3月末現在）	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B／A
17,385人	10,996,614千円	1,925,728千円	17.51%

●人件費には、特別職および会計年度任用職員等に支給される給料・報酬等を含みます。

⑵職員給与費の状況（令和７年度一般会計決算）

職員数 A	給与費				1人当たりの給与費B／A
	給料	職員手当等	期末・勤勉手当	計 B	
148人	610,895千円	181,406千円	274,290千円	1,066,591千円	7,207千円

●職員手当等には退職手当を含みません。
●職員数は、令和7年4月1日時点の人数で、特別職、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員を含みません。

3 職員の人事評価制度の状況

職員の能力開発や指導育成、職務能力の向上を目的とし、平成19年度より勤務評定制度を実施してまいりましたが、地方公務員法の改正に伴い、平成28年度より名称を「人事評価制度」と改めるとともに、主に評価基準や評価項目を見直し、同制度を実施しております。

4 職員の給与の状況

⑴初任給の状況（令和８年４月１日現在）

区　分		初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	242,000円	248,400円
	高校卒	219,400円	230,400円

⑵平均給料月額と平均年齢の状況（令和８年４月１日現在）

区　分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	345,300円	46歳3ヶ月
技能労務職	312,200円	58歳3ヶ月

⑶経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和８年４月１日現在）

区　分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	299,600円	338,100円	372,800円
	高校卒	該当職員なし	該当職員なし	341,300円

●経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数をいいます。

⑷ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
97.9	98.3	98.1	97.8	98.7

●ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の本町職員の給与水準を示す指数です。

⑸職員手当の状況（令和８年４月１日現在）

区　分	支　給　内　容		
期末･勤勉手当	支給期	期末手当	勤勉手当
	6月期 12月期 計	1.2625月分 1.2625月分 2.525月分	1.0625月分 1.0625月分 2.125月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置　有		
退職手当	年数	自己都合	定年前早期・定年
	勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度額	19.6695月分 28.0395月分 39.7575月分 47.7090月分	24.586875月分 33.270750月分 47.709000月分 47.709000月分
	定年前早期退職特例措置2～45%加算		

●期末･勤勉手当とは、民間の賞与に相当する手当です。

区　分	支　給　内　容
扶養手当	・子1人につき　月額13,000円 ・その他の扶養親族1人につき　月額6,500円 ・満15歳に達する日後の最初の4月１日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間にある子1人につき　月額 5,000円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額16,000円以上の家賃を支払っている職員　最高月額28,000円
通勤手当	交通機関等利用者　最高支給限度額55,000円/月 自動車等使用者　2,000円～66,400円 通勤のための駐車場等利用者　最高支給限度額5,000円/月 ※いずれも通勤距離（片道）が2㎞以上の職員に支給
地域手当	給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に100分の11を乗じて得た額 医師にあっては月額150,000円以内
管理職手当	部長級　60,000円 理事　55,000円 次長　50,000円 課長級　45,000円 主幹　40,000円 課長補佐　35,000円 副主幹　30,000円
特殊勤務手当	感染症防疫作業手当　１日1,000円 行路病人等収容護送作業手当（病人）　１件1,000円 （死亡）　１件2,000円 町税等滞納徴収事務手当　１日　200円 死獣収集搬送手当　１件1,000円 医師研究手当　１月250,000円以内

⑹特別職（教育長を含む）の報酬等の状況（令和８年４月１日現在）

区　分		給料月額等	区　分		給料月額等
給　料	町　長 副町長 教育長	820,000円(574,000円) 720,000円(576,000円) 650,000円(585,000円)	報　酬	議　長 副議長 議　員	380,000円 330,000円 300,000円

●町長、副町長および教育長の給料は減額中のため、(　)内の月額となっています。

5　勤務時間その他の勤務条件の状況

⑴職員の勤務時間（令和８年４月１日現在）

区　分	勤務時間等
1日当たりの勤務時間	本庁･吉川支所など標準的な場合 月曜日～金曜日(国民の祝日および12月29日～翌1月3日を除く) 午前9時～午後5時30分 休憩時間45分を除く実質7時間45分勤務

⑵年次有給休暇の取得状況（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

平均取得日数	取得率
13.5日	36.9%

●左表は、非現業の一般職に属する職員のうち、町長部局の職員で月曜日から金曜日に勤務時間が割り振られている職員を対象として集計しています。

⑶休暇の種類（令和８年４月１日現在）

年次有給休暇以外の休暇としては、療養休暇、介護休暇、特別休暇があります。

また、特別休暇に含まれる休暇としては、結婚休暇、妊娠通勤緩和休暇、産前・産後休暇、出産補助休暇、育児時間、生理休暇、子の看護休暇、介護(短期)休暇、忌引休暇、ドナー休暇、リフレッシュ休暇、夏季休暇、ボランティア休暇などがあります。

6　休業に関する状況(令和7年度)

休業の種類	取得者数
育児休業	4名

7　分限および懲戒の状況(令和7年度)

処分内容		処分者数	処分事由	処分内容		処分者数	処分事由
分限	免職	0名		懲戒	免職	0名	
	降任	0名			停職	0名	
	休職	5名	心身の故障による		減給	0名	
	降給	0名			戒告	0名	

●分限処分とは、公務能率の維持を目的とした不利益処分です。
●懲戒処分とは、職員の道義的責任の追求を目的とした不利益処分です。

8　服務の内容

職員には、地方公務員法の規定により、法令および上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限が課せられています。

また、綱紀保持の徹底等を図るため、豊能町職員等の倫理行動規範、豊能町内部通報に関する要綱および豊能町職員の公正な職務執行の確保に関する要綱を策定しております。

9　退職管理の状況(令和7年度)

豊能町では、地方公務員法の規定に基づき、職員の退職管理に関する条例等を制定し、再就職の公正性・透明性の確保および信頼性を高めるため、退職時に一般職の課長級以上であった職員のうち営利企業等へ再就職した者に、再就職状況の届出を義務付けています。

令和７年度においては、１件（１名）の届出がありました。

10　研修の状況(令和7年度)

研修名	研修回数	参加人数	研修名	研修回数	参加人数
階層別研修	２回	９３名	おおさか市町村職員研修研究センター主催研修(能力向上・専門実務研修、システム研修、セミナーなど)	１４回	２３名
専門実務研修	３回	１５６名			
その他の研修	６回	１４名			

11　福祉および利益の保護の状況(令和7年度)

区　分	内　容
健康診断	定期健康診断、胃部検診、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施
共済制度	大阪府市町村職員共済組合に加入
公務災害	地方公務員災害補償基金大阪府支部より補償
職員福利厚生事業	職員厚生会で実施 【主な事業内容】 親睦旅行やスポーツレクリエーションの実施 民間事業者委託による宿泊補助や施設利用補助 等

12　公平委員会の業務の状況(令和7年度)

業務の種別	件　数	業務の種別	件　数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件	不利益処分に関する不服申立ての状況	0件

問＝総務課　☎739-3415

万里一空


町長　上浦　登

１１月に入り、暦の上では立冬として、これから木枯らしの吹く冬の季節を迎えます。

この季節には、西日本を中心に「亥の子の日」として、頑健で多産なイノシシにあやかり無病息災や子孫繁栄を祈るものとして「亥の子餅」を食べたり、豊作を祈り大地を祓い清めるため、子どもたちが藁の束などで地面をたたき、地域の家々を巡り歩くといった風習がみられます。

皆さんの中にも、このようにして「亥の子の日」を過ごされた方もおられるかと思いますが、時代とともに町内でもこうした風習を目にすることは少なくなり、伝統文化や歴史を通した地域の魅力も薄れつつあります。

地域の魅力には、交通の利便性や食料品店、病院など日常の暮らしの利便性、自然環境の豊かさ、気候・風土、住民のつながりなどさまざまなものがありますが、人口が減少し高齢化の進む本町においては、交通や日常の暮らしの利便性、住民のつながりを維持することが次第に難しくなっているのが現状です。

これからも交通や日常の暮らしの利便性、豊かさを維持していくためには、定住人口を増やす必要がありますが、全国的に人口減少が進む状況においては容易なことではなく、交流人口や関係人口を増やすことも必要とされています。

そのためには、季節ごとに変化する里山の景観や田園風景など、本町の魅力である豊かな自然環境を活かしながら、地域の魅力や価値の向上、ブランディングを図ることが重要です。

地域の魅力や価値の向上は、一朝一夕に進むものではありませんが、それにより交流人口や関係人口が増加し、移住や定住が促進されるとともに、住民の皆さんにもまちの魅力を再認識いただき、より愛着をもっていただけると考えております。今後、学校施設跡地等の地域資源を活用しながら、地域の魅力や価値の向上に取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

これから秋の深まりとともに、本町でも山々が紅葉する季節を迎えます。皆さんも町の魅力である里山の秋を楽しまれてはいかがでしょうか。

案内一般

町制施行50周年記念ロゴマークを募集します

本町は令和9年度に町制施行50周年を迎えます。町内外に魅力を発信するにあたり、より皆さまに一体感を持ち、50周年を盛り上げていただけるよう、ロゴマークを募集します。

募集期間＝11月1日(日)～30日(月)

応募資格＝豊能町内に在住もしくは在勤、在学の方であれば、どなたでもご応募いただけます。

※未成年者(18歳未満)の方は、応募にあたり保護者の同意が必要です。

○応募規定

・応募点数は1人1点まで。(AIを使用した作品は応募不可とします)

・応募者の自作・未発表のもので、第三者の著作権等の権利を侵害しないもの。

・モノクロ・単色・拡大・縮小での使用を考慮したもの。

・豊能町総合まちづくり計画の将来像『自然に抱かれた多様性・創造性で未来が輝くまち　とよの』と50周年をイメージできるデザイン。

応募方法＝町ホームページから所定の応募用紙をダウンロードし、郵送、持参または電子申請フォームよりご提出ください。

選考方法＝応募作品の中から、本町で概ね3点を選出し、一般投票で決定します。

賞品＝最優秀賞　とよのんグッズ等、約1万円相当の記念品

○注意点

・採用されたロゴマークは、本町が主催・共催するイベントや発行物等において使用する予定です。

・採用された作品の著作権、商標権等に関するすべての権利は豊能町に帰属するものとし、当該作品に関し、著作者は著作者人格権を行使しないものとします。

・採用された作品は、加工・調整する場合があります。

・採用者には、個別に連絡します。

・採用者の氏名は、公表されます。

・不採用者への通知は行いません。

また、選考内容についてのお問い合わせには対応しかねますので、ご了承ください。

※応募要件等の詳細は、必ず町ホームページをご確認ください。

HPはこちら

問＝総合政策課
☎７３９-３４１２

町議会　9月定例会議（9月7日～9月25日）

町長が提出し、議決等された案件および主な内容は次のとおりです。

○専決処分の報告の件（令和8年度豊能町一般会計補正予算）

6月に発生した台風による光風台6丁目地内緑地法面の崩落に係る災害応急復旧工事の経費について、6月27日付で専決処分したので、報告するものです。

○令和7年度豊能町一般会計予算継続費精算報告書報告の件

令和6年度から7年度に計画していた西地区における小中一貫校施設整備事業が完了したため、継続費の精算報告をするものです。

○豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う同委員の選任に際し、議会の同意を求めるものです。

小倉　巖（豊能町東ときわ台）

○豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会委員の任期満了に伴う同委員の任命に際し、議会の同意を求めるものです。

小松　郁夫（京都市左京区）

○令和8年度豊能町一般会計補正予算（第3回）の件

既定の歳入歳出予算の総額に2億5，804万4千円を増額し、予算の総額を83億4，713万2千円とするものです。

歳出の主な内容は、高山コミュニティセンターの拠点整備費用について、国の補助金を間接的に補助するための費用、西地区認定こども園設置に係る費用などです。

○令和8年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件

既定の歳入歳出予算の総額に924万円を増額し、予算の総額を83億5，637万2千円とするものです。

歳出の主な内容は、町有地排水路の応急復旧に要する費用です。

○令和8年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件

既定の歳入歳出予算の総額に350万1千円を増額し、予算の総額を21億8，423万円とするものです。

歳出の主な内容は、出産育児一時金の給付に要する費用などです。

○令和8年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件

既定の歳入歳出予算の総額に625万7千円を増額し、予算の総額を27億2，119万1千円とするものです。

歳出の主な内容は、前年度給付実績の精算に伴う国・府等への償還金です。

◆次の令和7年度決算（6件）および健全化判断比率及び資金不足比率については、広報とよの10月号に記事を掲載しています。

○令和7年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について

○令和7年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

○令和7年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について

○令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

○令和7年度豊能町下水道事業会計決算の認定について

○健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

問＝総務課　☎739-3415



©2014
大阪府もずやん

大阪府からのお知らせ

個人事業税（第2期分）の納期限は、11月30日（月）です。

○第2期分の納付書は第1期分の納付書（8月発送）に同封しています（口座振替ご利用の方を除く）。
○年間の税額が1万円以下の場合は第２期分の納付書はありません。
○納付書を破損・紛失された場合は、豊能府税事務所へお問い合わせください。
○納付場所・納付方法の詳細は、納付書または下記ホームページをご確認ください。
問＝豊能府税事務所　☎752-4111

大阪府
納税について

寄付ありがとうございます

とよのＪＦＣ（ジュニアフットボールクラブ）様より、青少年健全育成のため、30万円の寄付をいただきました。

あたたかいご厚意に深く感謝申し上げます。

問＝総合政策課 ☎739-3412

「大阪府最低賃金」改正のお知らせ

時間額 **1,231** 円

（令和8年10月1日より）

問＝大阪労働局労働基準部賃金課 ☎06-6949-6502

「大阪発！職場を守る実践シンポジウム ～ハラスメントのない職場へ～」を開催します！

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です。大阪府では、大阪労働局とともに、ハラスメント防止対策を進めるためにシンポジウムを開催します！ぜひご参加ください。

時＝12月18日（金）午後2時～4時30分

所＝エル・シアター（大阪市中央区エル・おおさか内） **¥**＝無料

申＝ホームページよりお申込みください。

HPはこちら

問＝大阪府労働相談センター ☎06-6946-2600

とよの地域若者サポートステーション 就労相談会

「働きたいけど何から始めてよいかわからない」「職場でうまくやれるか不安」「ブランクが長くて就活を始める自信がない」「自分に向いてる仕事がわからない」など、仕事や自立に不安を抱える15～39歳までの方を対象に、厚生労働省委託の支援機関「若者サポートステーション」による相談会を開催します。ぜひこの機会にご参加ください。

時＝11月17日（火）
①午後1時30分～2時10分
②午後2時20分～3時
③午後3時10分～50分

員＝先着各1名（要予約）

所＝保健福祉センター 相談室

対＝町内在住で15歳から39歳までの方（未就労の方優先）、および保護者の方 **¥**＝無料

申・問＝とよの地域若者サポートステーション ☎06-6151-3017（火～土曜日：午前10時～午後6時30分）

豊能町役場本庁舎消防訓練のお知らせ

●火災発生時に対し、来庁者や職員が迅速な対応と安全な避難ができるよう、消防訓練を行います。

●模擬訓練のため、非常ベル等を鳴らしますが、お間違えのないようご注意ください。

なお、窓口業務は通常どおり行います。

時＝11月6日（金）午前9時45分～

所＝豊能町役場本庁舎

参加者＝豊能町職員・豊能消防署職員

問＝行財政課 ☎739-3416



豊能町観光協会主催 豊能自然文化講座のご案内

テーマ＝禁裏献上「亥子餅」の起源について（第二弾）

時＝11月21日（土）午後2時～4時

所＝西公民館中会議室

講師＝上山 秀雄氏 **¥**＝無料

内＝応神天皇即位の昔から、毎年、禁裏に献上してきた「亥の子餅」。神功皇后が三韓を征し凱旋の時、皇太子（後の応神天皇）をお供させていた。香阪王が皇后を殺して国を奪おうとして軍勢をもって攻め、能勢の山中で待ち伏せし殺そうとしていました。

しかし、イノシシのお陰で皇后と皇太子は無事に宮中に着くことができ、応神天皇の代より、毎年亥月亥日を祝い、吉例として亥の子餅を当村から献上したといわれています。

員＝30名（応募先着順で締切）

申・問＝豊能町観光協会事務局（農林商工課内）

☎739-3424
FAX 739-1919
✉kankou@town.toyono.osaka.jp